

安佐南工場建替事業に係る
環境影響評価実施計画書

平成 1 7 年 6 月

広 島 市

環境影響評価実施計画書

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		名 称：広島市（環境局施設部施設課） 代表者：広島市長 秋葉 忠利 所在地：広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
対象事業の目的		「第 2 章 1 事業の目的」参照
対象事業の名称		安佐南工場建替事業
対象事業の内容	対象事業の種類	廃棄物焼却施設の設置
	対象事業の規模	400t/日（連続運転式）予定
	対象事業の実施を予定している区域	広島市安佐南区沼田町大字伴字赤迫 3990 番地（現工場敷地内）
	その他既に決定されている対象事業の内容に関する事項	「第 2 章 2 事業の内容」参照
対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況		「第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況」参照
広島市環境影響評価条例第 5 条の規定に基づき行った環境の保全についての配慮の内容		「第 4 章 環境配慮事項」参照
対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法		「第 5 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」参照
対象事業の実施に際して必要な許認可等の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該許認可等を行う者の名称		「第 6 章 事業に係る許認可、届出等」参照
対象事業の実施に際して必要な特定届出の種類及び根拠となる法令の規定並びに当該特定届出の受理を行う者の名称		「第 6 章 事業に係る許認可、届出等」参照
その他		

安佐南工場建替事業については、平成13年8月、広島市安佐南区沼田町大字伴3987番地の1（沼田運動広場）において処理能力600t/日として、広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号）に基づいて、環境影響評価の手続きを進めてきました。

しかしながら、平成16年に、焼却施設の配置計画等の見直しを行い、処理能力400t/日とし、現工場敷地内において建替えることとしました。

したがって、再度、条例に基づき、環境影響評価実施計画書を作成しました。

目 次

第 1 章 事業の名称及び事業者の名称等	1
1 事業の名称	1
2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第 2 章 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
(1) 広島市のごみ処理状況	2
(2) 建設の目的	3
2 事業の内容	6
(1) 事業の名称	6
(2) 事業の種類	6
(3) 事業の規模	6
(4) 事業の実施計画地	6
(5) その他既に決定されている対象事業の内容	6
第 3 章 事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況	11
1 自然的状況	11
(1) 大気環境	11
(2) 水環境	22
(3) 土壌環境	30
(4) 生物環境	33
(5) 景観等	35
2 社会的状況	39
(1) 人口	39
(2) 産業	39
(3) 土地利用	43
(4) 水域利用	47
(5) 交通	47
(6) 公共施設	47
(7) 生活環境施設	47
(8) 環境の保全のための法令等	49

第4章 環境配慮事項 75

1 基本的配慮	75
(1) 事業計画地の選定	75
(2) 改変面積の最小化	75
(3) 工事に係る配慮	75
2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	75
(1) 大気汚染物質の発生抑制	75
(2) 騒音対策	75
(3) 悪臭の発生防止	76
(4) 水質汚濁物質の発生抑制	76
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保	76
4 環境への負荷（地球環境の保全）	76
(1) 二酸化炭素の排出量の抑制	76
(2) 廃棄物の再利用	76

第5章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 77

1 環境影響評価の項目の選定	77
2 調査、予測及び評価の手法	85
(1) 取り組みの基本的考え方	85
(2) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	87
(3) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	103
(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保	108
(5) 環境への負荷	110
(6) 地域イメージ	111
(7) 健康と保健	112

第6章 事業に係る許認可、届出等 113